

令和 7 年度輸入食品監視業務説明会
資料1

令和 7 年度輸入食品監視指導計画について
令和 7 年度輸入食品等モニタリング計画の実施について

令和 7 年 5 月 22 日

横浜検疫所 食品監視課

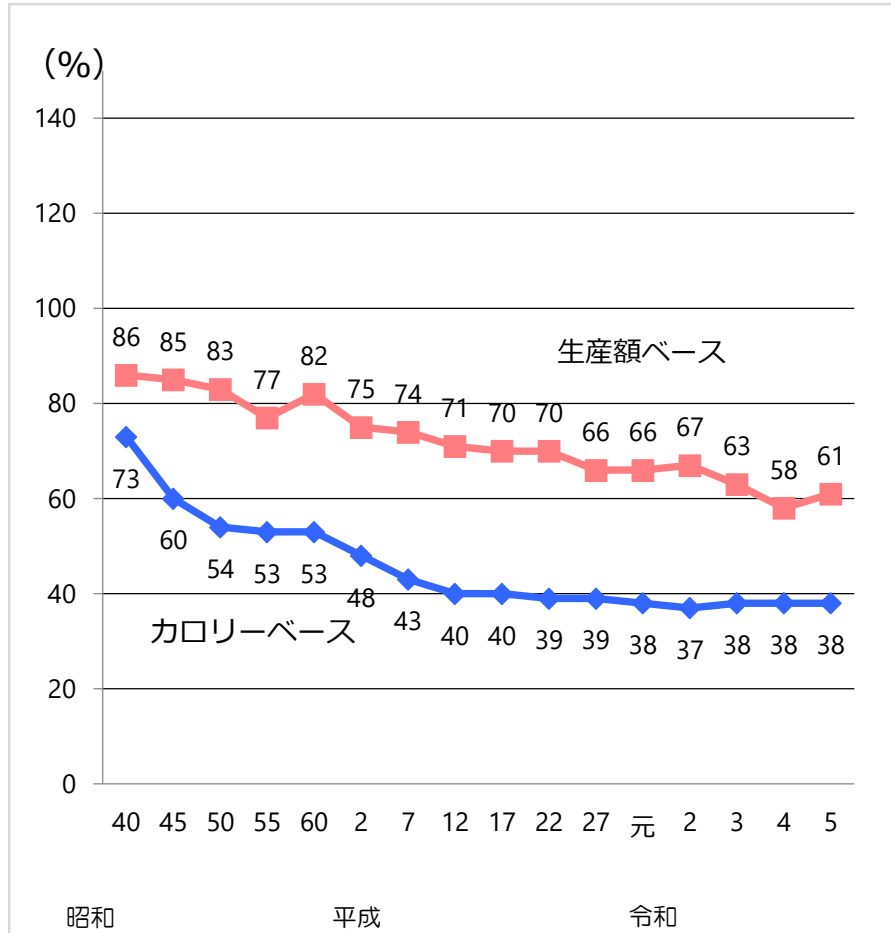
目 次

1. 輸入食品の現状
2. 輸入食品の監視体制
3. 輸出国対策
4. 輸入時対策
5. 国内対策
6. 令和7年度輸入食品監視指導計画
7. 令和7年度輸入食品等モニタリング
計画の実施について

1. 輸入食品の現状

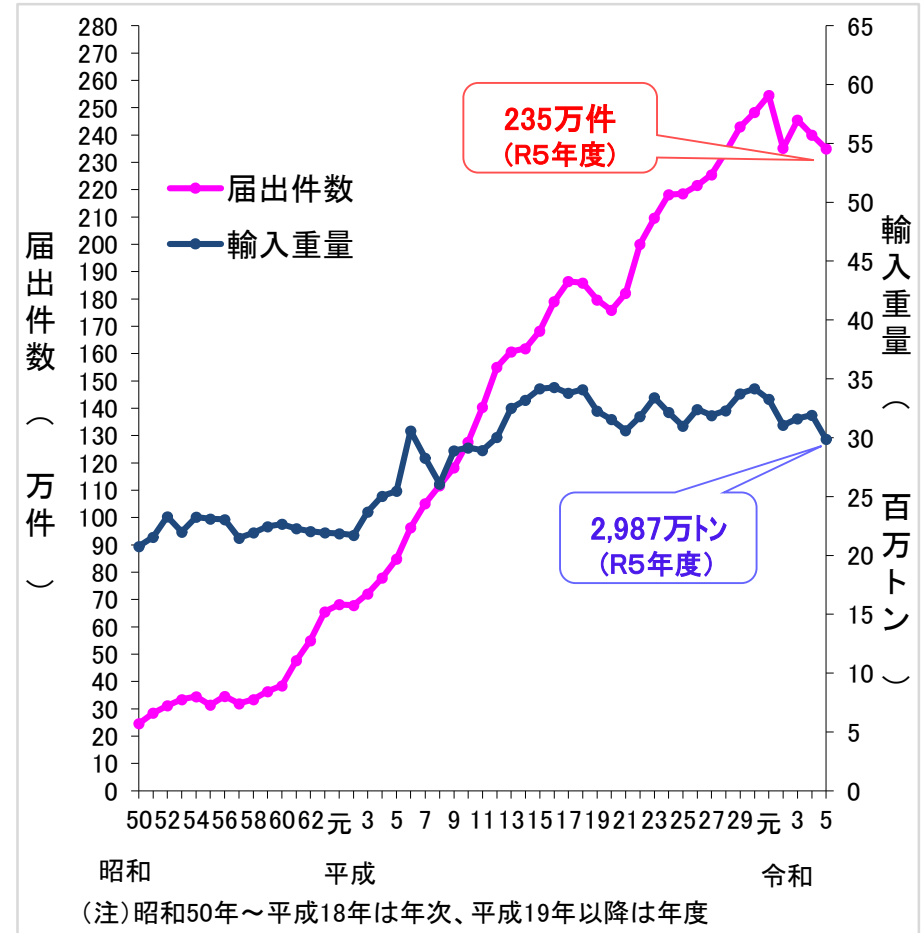
日本は食料の多くを海外に依存

日本の総合食料自給率の推移



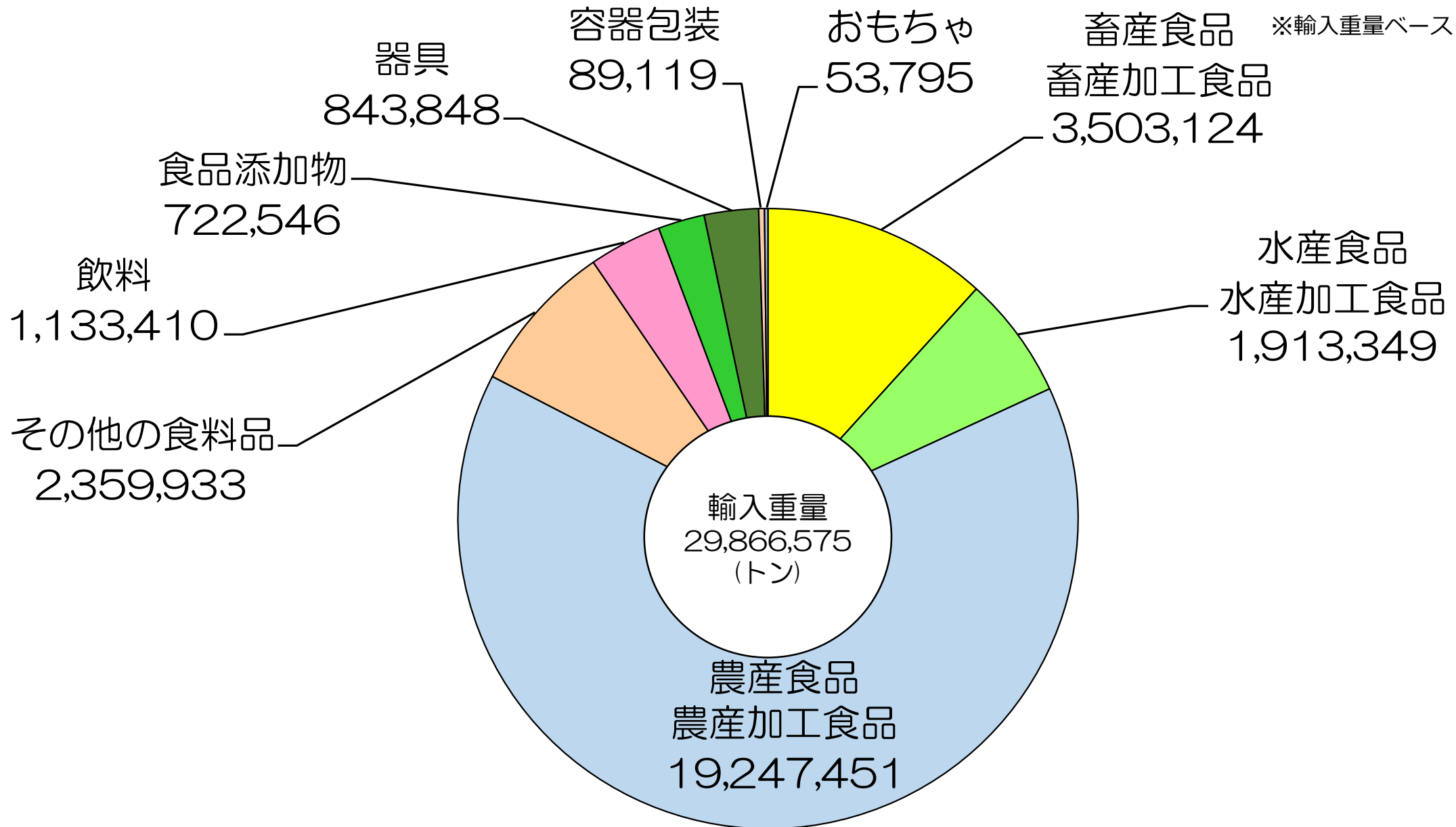
(資料出所) 農林水産省「食料需給表」(令和5年度)

輸入食品件数・重量



(資料出所) 厚生労働省「輸入食品監視統計」(令和5年度)

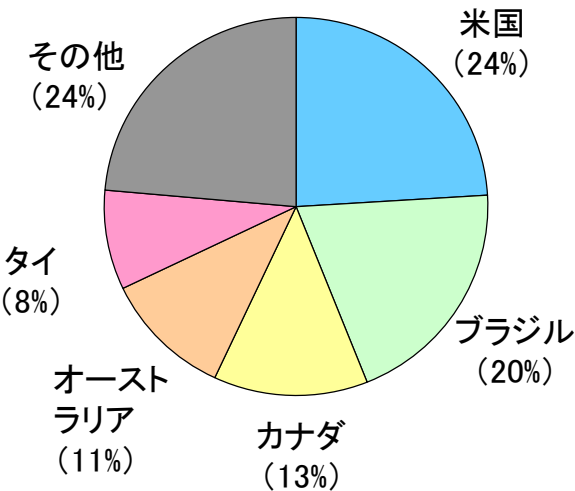
食品等の輸入の状況（令和5年度）



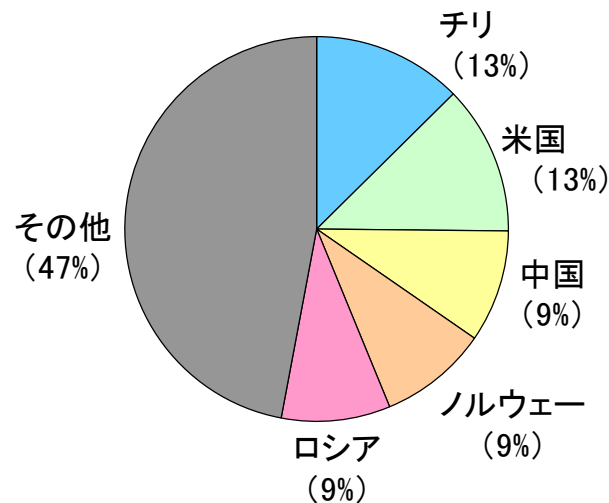
食品別輸入量上位5ヶ国 ①（令和5年度）

※輸入重量ベース

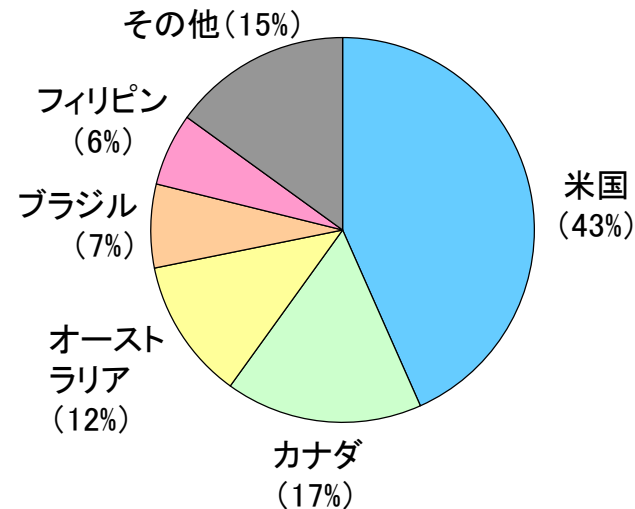
畜産食品



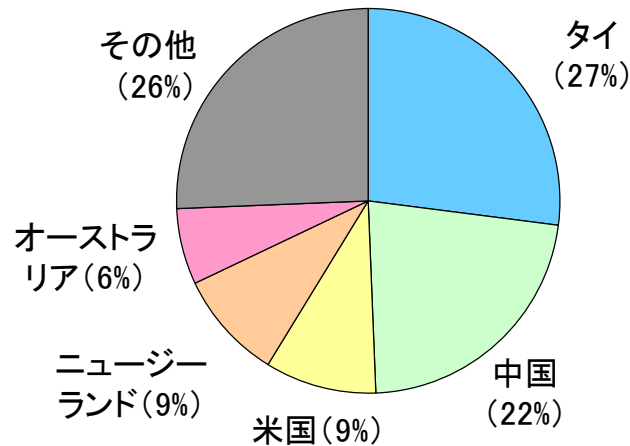
水産食品



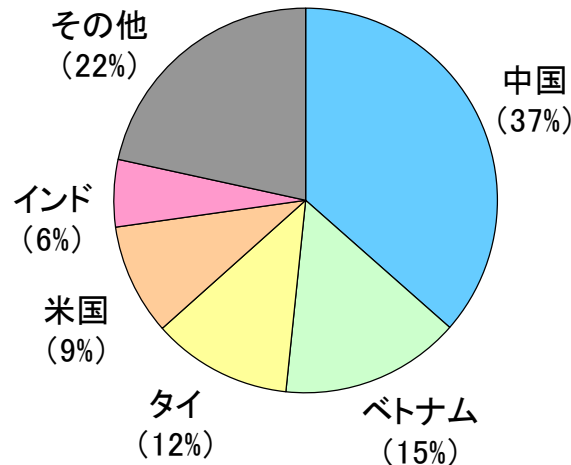
農産食品



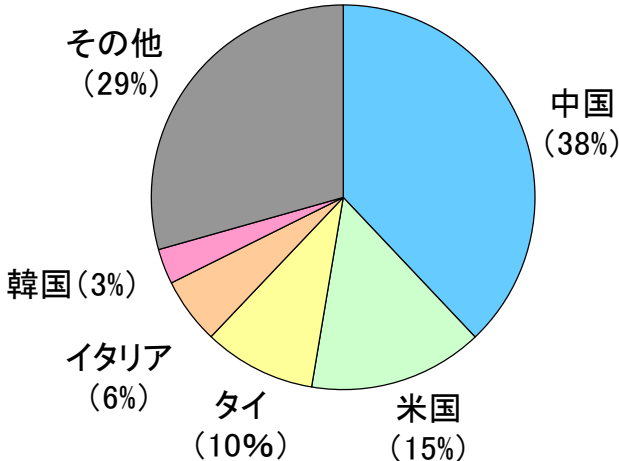
畜産加工食品



水産加工食品



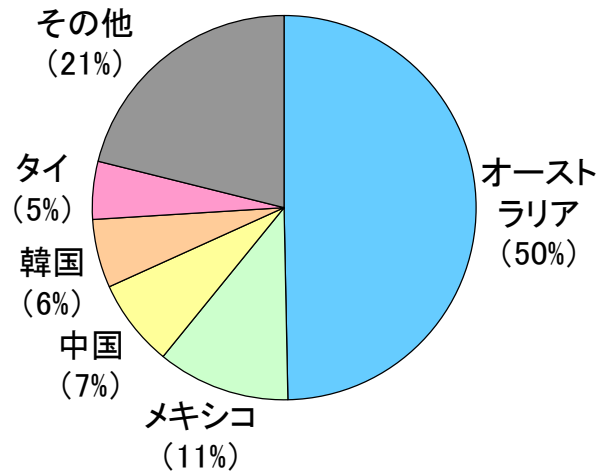
農産加工食品



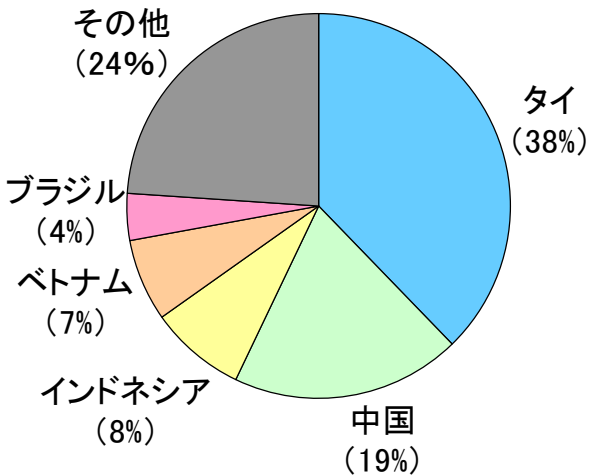
食品別輸入量上位5ヶ国 ②（令和5年度）

※輸入重量ベース

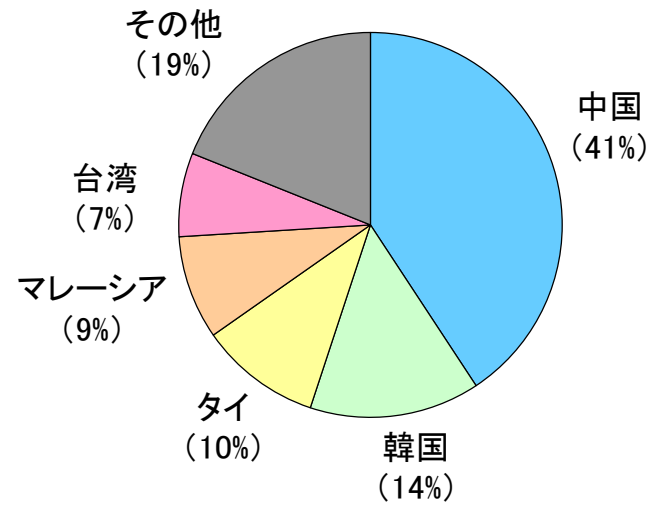
その他の加工食品



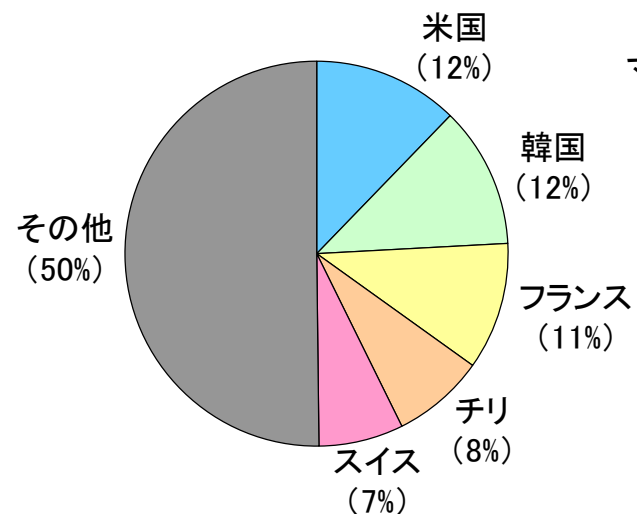
食品添加物



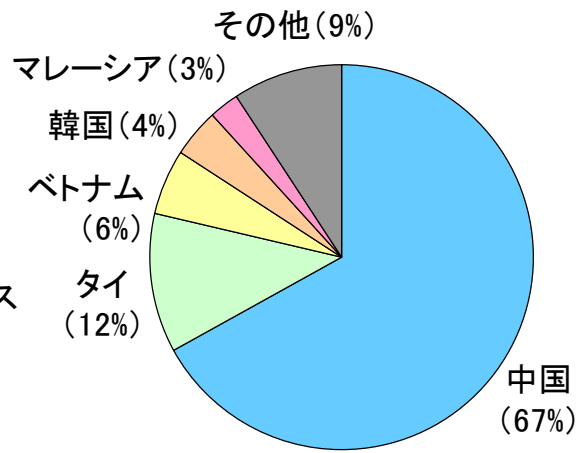
容器包装



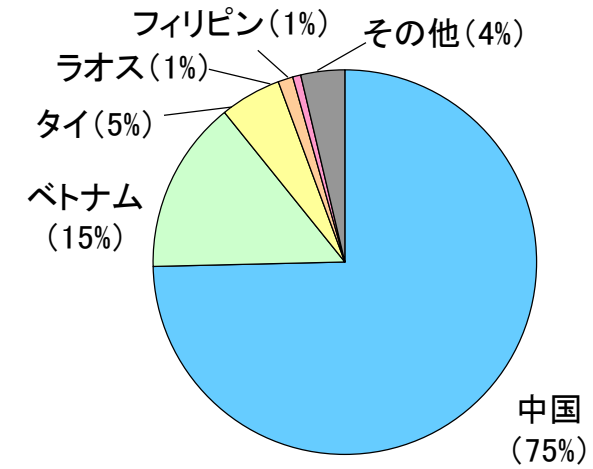
飲料



器具

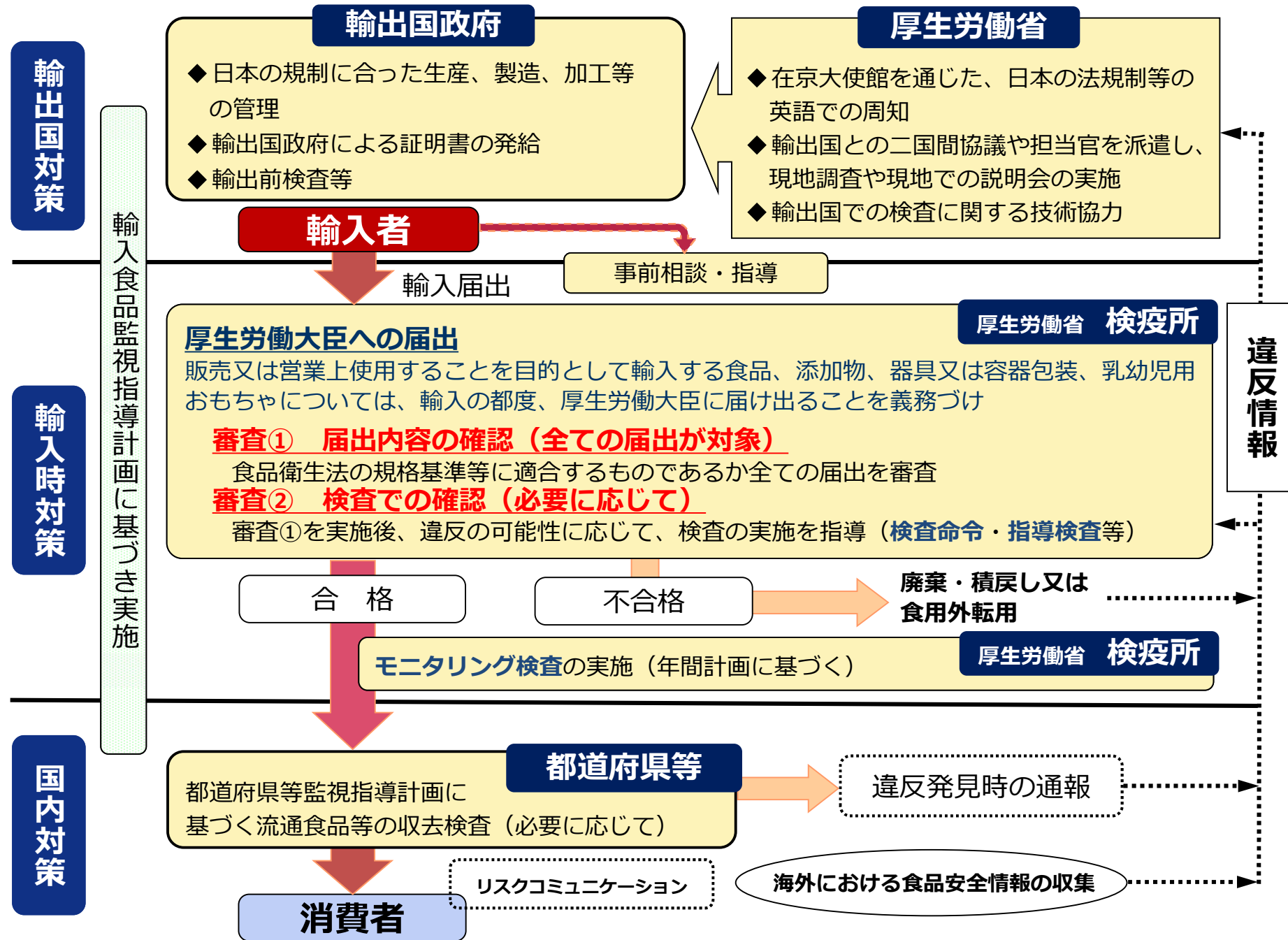


おもちゃ



2. 輸入食品の監視体制

輸入食品の監視体制



3. 輸出国対策

輸出国における衛生対策の推進

❖ 我が国の食品衛生規制の周知

- 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
- 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
- 在京大使館、輸入者等への情報提供
- 輸出国の政府担当者及び食品事業者を対象とした説明会の開催

❖ 二国間協議、現地調査等

- 輸入時に検査命令が実施されている食品等、法違反の可能性が高い食品等について、二国間協議を通じた違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立の要請
- 主要な輸出国における衛生対策に関する計画的な情報収集及び現地調査の実施
- HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付が求められる食品の輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の確認等

❖ 輸出国への技術協力

- 残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力の実施

海外情報に基づき監視強化を行った主な事例 (令和6年度)

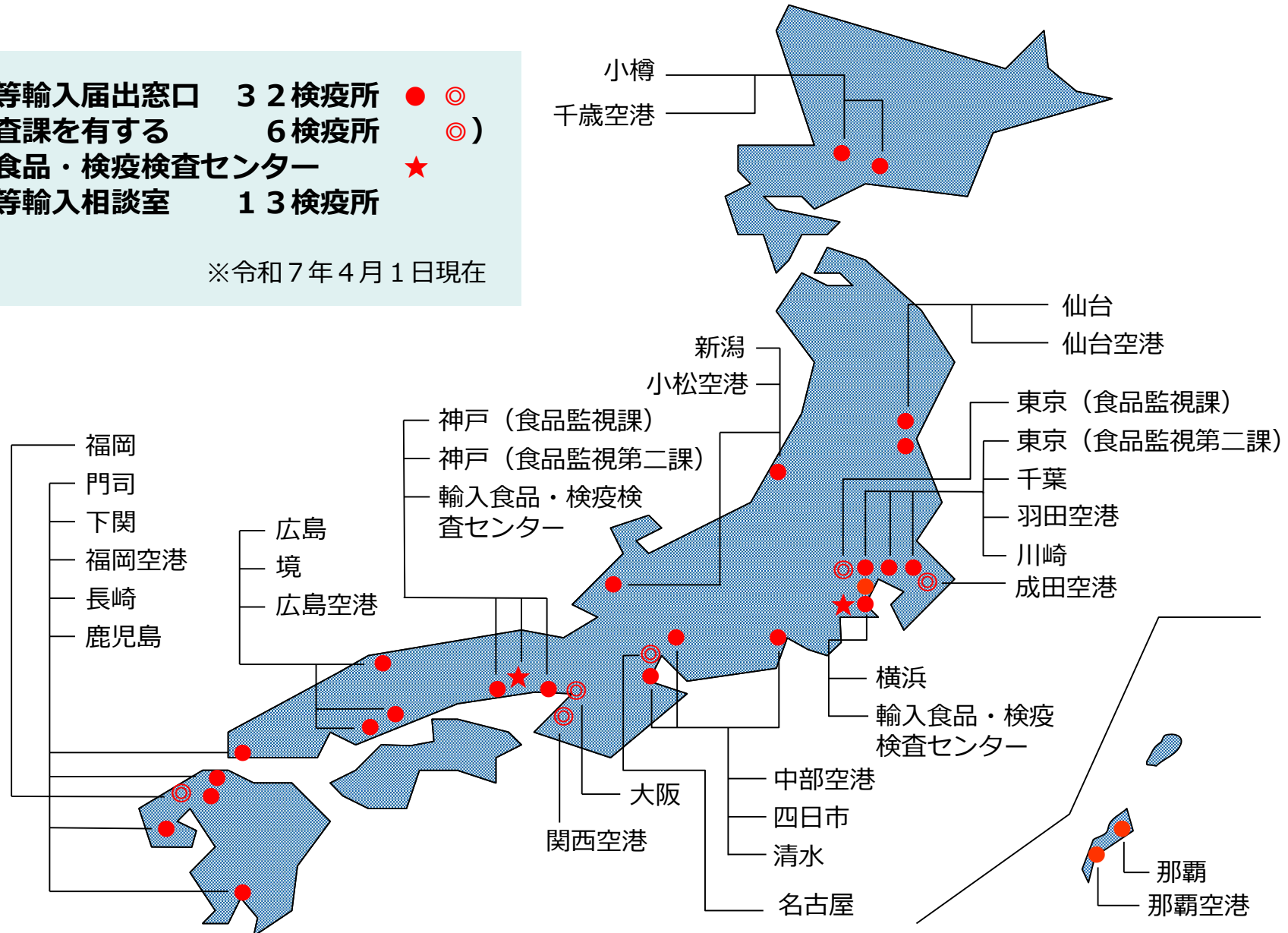
海外情報の内容	対象国	対象食品
金属片が混入していたとして、現地にて自主回収	オーストラリア	ワニ肉
リステリア・モノサイトゲネスが検出され、現地にて自主回収	フランス	ナチュラルチーズ

4. 輸入時対策

食品等輸入届出窓口の配置状況

食品等輸入届出窓口 32 検疫所 ● ◎
 (検査課を有する 6 検疫所 ◎)
 輸入食品・検疫検査センター ★
 食品等輸入相談室 13 検疫所

※令和7年4月1日現在



食品等の輸入の届出

食品等を輸入しようとする者は厚生労働大臣に届出なければならない（食品衛生法第27条）

届 出 事 項

- ❖ 輸入者の氏名、住所
- ❖ 食品等の品名、数量、重量、包装の種類、用途
- ❖ 使用されている添加物の品名
- ❖ 加工食品の原材料、製造又は加工方法
- ❖ 遺伝子組換え又は分別流通生産管理の有無
- ❖ 添加物製剤の成分
- ❖ 器具、容器包装又はおもちゃの材質
- ❖ 貨物の事故の有無

等

輸入時における検査制度

❖ 指導検査等

- ◆ **農薬や添加物等の使用状況や同種の食品の違反情報等を参考**として、輸入者の**自主的な衛生管理の一環**として、国が輸入者に対して定期的な（初回輸入時を含む）実施を指導する検査等

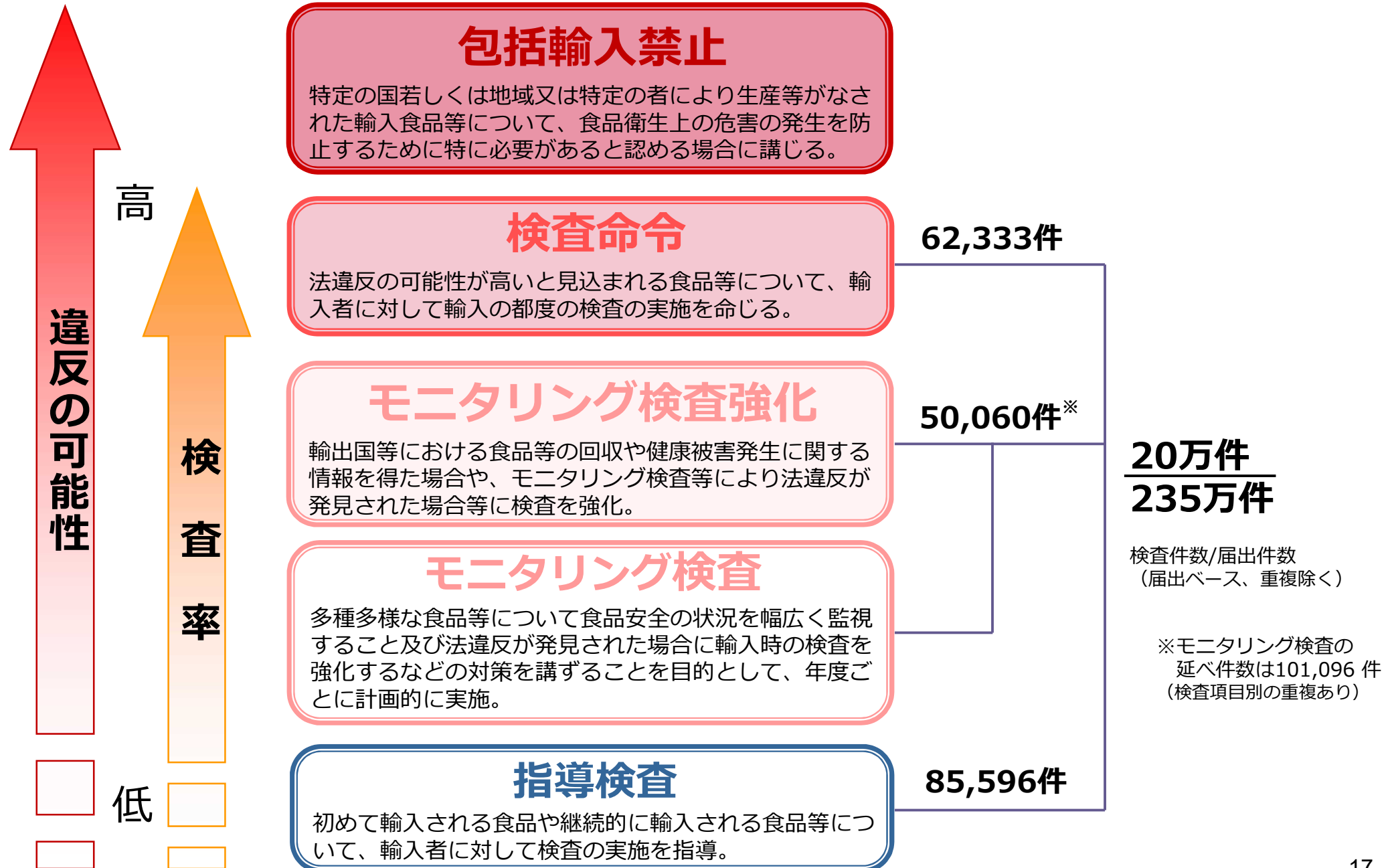
❖ モニタリング検査

- ◆ 多種多様な輸入食品について、**食品衛生上の状況について幅広く監視し、必要に応じて輸入時検査を強化する等の対策を講じることを目的**として、国が年間計画に基づいて実施する検査
- ◆ 国が費用負担、**検査結果の判明を待たずに輸入可能**

❖ 検査命令

- ◆ 自主検査やモニタリング検査、国内での収去検査等において法違反が判明するなど、**法違反の可能性が高いと見込まれる食品等**について、輸入者に対し、輸入の都度、実施を命じる検査
- ◆ 輸入者が費用負担、**検査結果判明まで輸入不可**

輸入時検査の仕組みと実施状況（令和5年度）



厚生労働大臣による検査命令

検査命令

健康被害の発生

健康被害発生の恐れ

腸管出血性大腸菌O157、アフラトキシン等
(同一の生産国又は製造者並びに加工者からの
同一の輸入食品を対象)

違反

直ちに検査命令

残留農薬
動物用医薬品

違反

モニタリング検査
頻度アップ

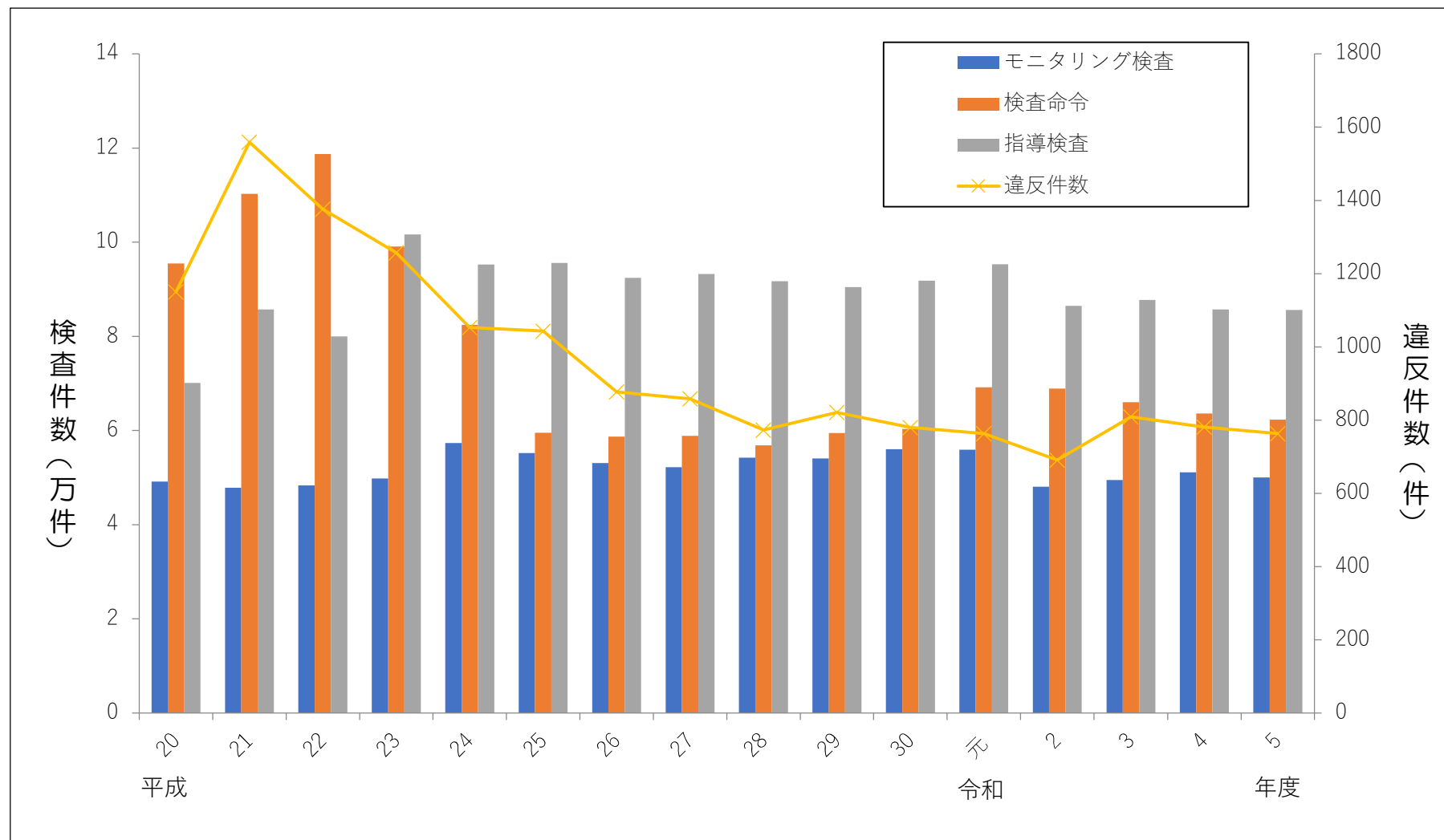
違反

違反の可能性が高い
と判断される場合
検査命令

検査命令解除

輸出国の再発防止策の確立等違反食品が輸出さ
れることのないことが確認された場合等

輸入時の検査・違反件数の推移



国別検査命令対象品目（令和7年4月1日時点抜粋）

全輸出国対象の4品目及び39カ国・地域対象の111品目

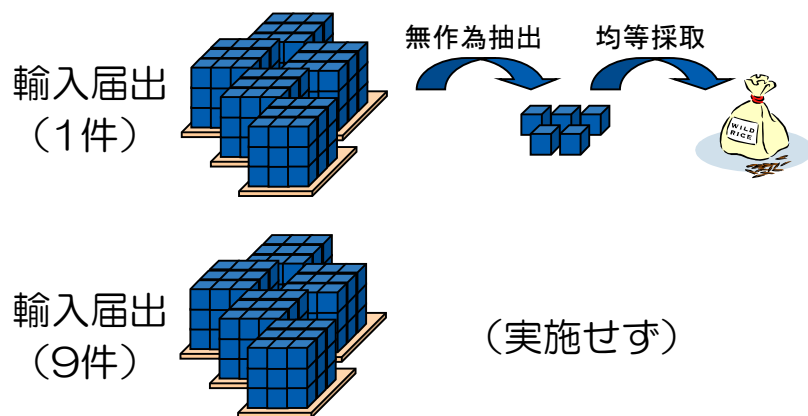
対象国・地域	対象食品例	検査項目例	条件
全輸出国 (4品目)	フグ	魚種鑑別	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)	シアン化合物	
	シアン化合物含有豆類	シアン化合物	
中国 (27品目)	スッポン及びその加工品	エンロフロキサシン	
	二枚貝及びその加工品（貝柱のみのホタテガイを除く。)	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	淡水産であることを示す中国政府の証明書が添付されたものを除く。
	たまねぎ及びその加工品	チアメトキサム	
	ブロッコリー及びその加工品	プロシミドン	
ベトナム (16品目)	えび及びその加工品	エンロフロキサシン	
	赤とうがらし及びその加工品	エトキサゾール、プロピコナゾール	
	ドリアン	プロシミドン	
タイ (15品目)	おくら及びその加工品	EPN	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。
	バナナ及びその加工品	シペルメトリン	別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮バナナを除く。
韓国 (11品目)	養殖ひらめ及びその加工品	クドア・セプテンブクタータ	別途指示する養殖業者が出荷した、活又は生鮮のものに限る。
	青とうがらし及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮青とうがらしを除く。
	ミニトマト及びその加工品	フルキンコナゾール	別途指示する輸出者から輸出された生鮮ミニトマトを除く。

モニタリング検査と検査命令

モニタリング検査

同一食品群

例：10%の頻度で実施する場合



1. 検査頻度

年間計画に基づき無作為に実施。

2. 検査対象

同一食品群毎に実施し、国、製造者の別は問わない。

3. 検体採取量

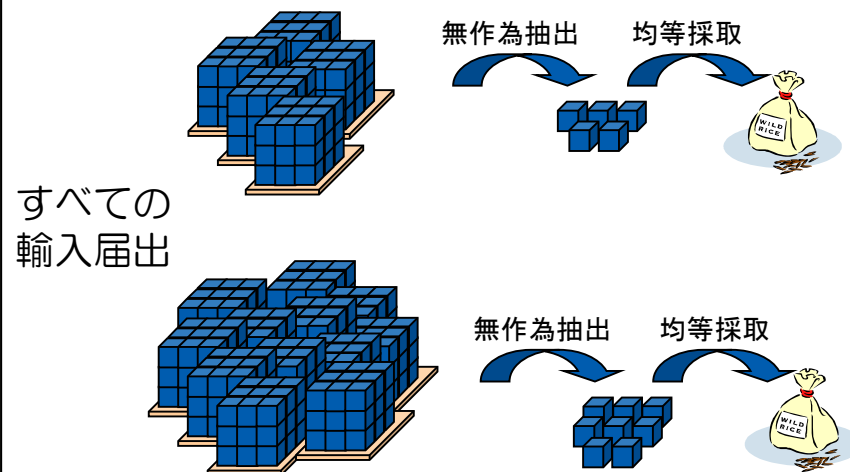
全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。

例) 農薬検査の場合

届出箱数	開梱数	採取量
≤ 50	3	} 1kg
51 ~ 150	5	
151 ~ 500	8	
501 ~ 3,200	13	
3,201 ~ 35,000	20	
≥ 35,001	32	

検査命令

同一生産国・同一食品群毎に実施



1. 検査頻度

輸入の都度、全届出検査。

2. 検査対象

同一生産国、同一食品群毎に検査を実施。法違反の可能性が高いと見込まれる食品の範囲が製造者等に限定可能な場合は、当該製造者に限定して実施。

3. 検体採取量

全体を代表するために統計学的に定められた開梱数に基づき採取。

令和5年度輸入食品監視指導計画監視結果

❖ 届出・検査・違反状況

- ◆ 届出件数 2,350,033件
- ◆ 検査件数 199,272件（検査率8.5%）
（検査命令 62,333件、モニタリング検査 50,060件、指導検査等 85,596件）
- ◆ 違反件数 763件（届出件数の0.03%）

❖ モニタリング検査実施状況

- ◆ 計画数延べ100,109件に対し、延べ101,096件実施（実施率約101%）

❖ モニタリング検査強化移行品目

- ◆ 27の国・地域の62品目

❖ 検査命令移行品目

- ◆ 16の国・地域の27品目

❖ 検査命令対象品目

- ◆ 全輸出国4品目及び39の国・地域の111品目（令和7年4月1日時点）

主な食品衛生法違反内容（令和5年度）

違反条文		違反件数	構成比(%)	主な違反内容
6	販売等を禁止される食品及び添加物	226（延数） 224（実数）	27.8	アーモンド、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ等からのシアン化合物の検出、ブランドーからのメタノールの検出、しそからの腸管出血性大腸菌O26の検出、二枚貝からの麻痺性貝毒、下痢性貝毒の検出、米、小麦、菜種、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗（異臭・カビの発生）
10	病肉等の販売等の禁止	8（延数） 8（実数）	1.0	衛生証明書の不添付
12	添加物等の販売等の制限	42（延数） 39（実数）	5.2	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、キノリンイエロー、ケイ酸アルミニウムカリウム、サイクラミン酸、ブリリアントブラックBN、ホウ酸、硫酸マンガン、ヨウ化カリウム、ヨウ素化塩)の使用
13	食品又は添加物の基準及び規格	495（延数） 459（実数）	61.0	農産物及びその加工品の成分規格違反（農薬の残留基準超過、 <i>E.coli</i> 陽性等）、畜水産物及びその加工品の成分規格違反（動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過等）、その他加工食品の成分規格違反（大腸菌群陽性等）、添加物の使用基準違反（ソルビン酸、二酸化硫黄等）、添加物の成分規格違反、安全性未審査遺伝子組換え食品の検出等
18	器具又は容器包装の基準及び規格	38（延数） 32（実数）	4.7	材質別規格等の違反
68	おもちゃ等への準用規定	3（延数） 3（実数）	0.4	おもちゃの規格違反
計		812（延数） ※763（実数）		※第6条第3号及び第13条第2項違反が1件 第12条及び第13条第2項違反が1件

輸入者の営業の禁停止処分

❖ 目的

- ◆法違反を繰り返す輸入者等に対し、法違反の原因の改善、再発防止、その他衛生上の必要な措置を講じさせる

❖ 検討開始要件

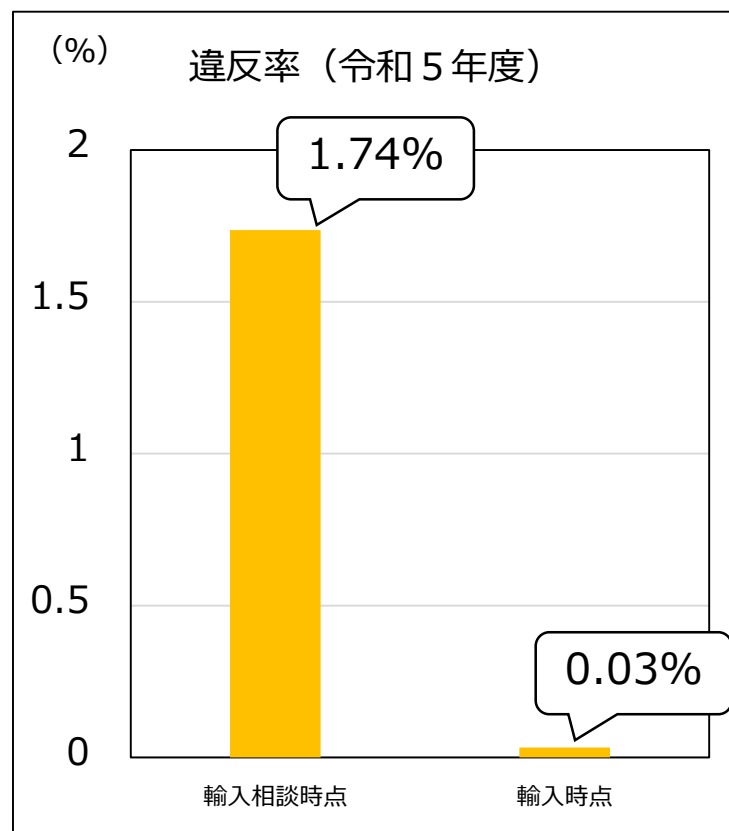
- ◆すべての輸入者を対象に、四半期毎に検査実績を調査し、
法違反確定時における直近60件の検査の違反率が5%以上であった場合、処分の適用を検討する
- ◆処分適用の前段として、該当する輸入者に対して、食品等を輸入する際の安全管理を見直し、再発防止対策を講じるよう指導するとともに、期限を設けて文書報告を求める
- ◆上記指導後においても法違反の状況に改善が見られない場合は、
法第60条第2項に基づく営業の禁停止処分を講じる

輸入者に対する輸入前相談

食品衛生法に関する情報については、厚生労働省ホームページや検疫所を通じて随時提供する他、輸入者等に対して輸入事前指導を含めた個別の食品に関する相談対応の実施や説明会等を開催している。

❖輸入事前相談（輸入食品相談指導室）

全国13検疫所本所（小樽、仙台、成田空港、東京（羽田空港含む）、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇）には輸入者のための輸入食品相談指導室を設置し、個別の相談に応じている。



輸入前相談時点で判明するが多い。
⇒輸入前相談により効果的に輸入食品の
法違反の防止が可能。

- ①輸入届出件数：2,350,033 件
輸入時に判明した違反件数：763 件
- ②輸入相談実施件数：23,266 件
相談時に判明した違反該当件数：404 件

（資料出所）厚生労働省「令和5年度における輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果」

輸入者に対する輸入前相談

食品衛生法に関する情報については、厚生労働省ホームページや検疫所を通じて随時提供する他、輸入者等に対して輸入事前指導を含めた個別の食品に関する相談対応の実施や説明会等を開催している。

❖輸入事前相談（輸入食品相談指導室）

全国13検疫所本所（小樽、仙台、成田空港、東京（羽田空港含む）、横浜、新潟、名古屋、大阪、関西空港、神戸、広島、福岡、那覇）には輸入者のための輸入食品相談指導室を設置し、個別の相談に応じている。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
輸入相談実施件数	13,650	14,903	14,471	13,931	13,659
品目別輸入相談件数	22,629	23,781	23,297	22,579	23,266
品目別違反該当件数	627	523	517	340	404

※当該数値は、輸入食品相談指導室において、輸入に先立ち実施された事前相談のみを計上

5. 国内対策

国内流通時における輸入食品の監視体制

❖ 都道府県等監視指導計画

- 都道府県等が各地域の特性等を踏まえて、国が行う輸入時検査の実施状況を勘案し、毎年度、監視指導の基本的な方向、重点的に実施する項目等を計画
- 店舗等からの抜き取り検査、輸入事業者への自主管理の指導等を実施

❖ 厚生労働省と都道府県等の連携

- 厚生労働省は、輸入時検査で違反が確認された場合や、海外における食品安全情報から違反食品等が国内に流通している場合には、必要に応じて、都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる
- 都道府県等による輸入食品検査で違反が確認された場合は、都道府県等が回収等の措置を講じるとともに、厚生労働省へ速やかに報告し、厚生労働省は公表及び輸入時監視の強化を実施

6. 令和7年度輸入食品 監視指導計画

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

輸入食品監視指導計画について

❖ 輸入食品監視指導計画について

- ◆ 輸入時の検査や輸入者の監視指導等を効果的かつ効率的に実施し、輸入食品等の一層の安全性確保を図るため、食品衛生法第23条に基づき、輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画を策定するもの。

❖ 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

- ◆ 食品安全基本法第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給の行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行わなければならないとされている。この観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の3段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

令和7年度輸入食品監視指導計画について①

令和7年度における監視指導の具体的内容

【重点的に監視指導を実施すべき事項】

輸入届出の審査による食品衛生法への適合性確認、輸入時検査の実施 など

【輸出国段階における衛生管理対策の推進】

計画的な情報収集及び現地調査による対日輸出食品の衛生管理対策の推進 など

【輸入者による自主的な衛生管理の推進】

食品衛生上の規制、輸入者の責務等の周知 など

【法違反が判明した場合の対応】

廃棄等又は迅速な回収の指示及び再発防止策の構築の指導 など

【関係者相互間の情報及び意見の交換】

輸入食品監視指導計画及び結果の公表、リスクコミュニケーションの推進 など

令和7年度輸入食品監視指導計画について②

令和7年度の輸入食品監視指導の基本的方向

- 輸出国、輸入時、国内各段階での対策を継続して実施
- より効果的なモニタリング検査の実施に努め、必要な体制整備を検討
- モニタリング検査の検査項目については、違反状況、健康被害発生の可能性を考慮した重点化を図り設定
- 輸入時検査を中心とした監視体制に加え、輸出国での生産等の段階における安全性を確保する取組みを継続

令和 7 年度輸入食品監視指導計画について③

輸出国における衛生管理対策の推進

- ① 我が国の食品衛生規制の周知
- ② 二国間協議、現地調査等
 - 検査命令対象食品等の輸出国の生産等の段階における衛生管理等の対策強化を推進
 - 経済連携協定締結国等の食品衛生に係る情報収集
 - BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保
 - HACCPに基づく衛生管理や衛生証明書の添付が求められる食品の輸出国における生産等の段階での衛生管理対策の確認等
- ③ 輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等

令和 7 年度輸入食品監視指導計画について④

輸入時の監視指導のポイント

① 輸入者への自主的な衛生管理の実施

- いわゆる健康食品に対する健康被害情報の確認や指定成分等含有食品の指導
- 食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度に関する周知及び指導
- 輸入届出の内容と実際の貨物が同一であることの確認の指導

② モニタリング検査の実施

- 残留農薬等のポジティブリスト制度による残留農薬検査等の継続
- 食中毒事例や病原微生物等の健康被害発生の高いと考えられる項目の重点的な検査
- 違反状況、海外情報等に応じたモニタリング検査の実施

③ モニタリング検査以外の行政検査の推進

④ 検査命令の実施（対象国の明確化）

⑤ 包括的輸入禁止措置の検討

⑥ 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

令和7年度輸入食品監視指導計画について⑤

検査命令の実施における対象国の明確化について

○ 全輸出国の見直し

- 科学的知見、検査や改善等状況を踏まえた見直しをおこなう
- 国ごとの改善等の状況、過去の輸入実績等を精査し、各国のリスクに応じた監視体制の拡充を図る
- 国単位での衛生管理や改善等の取組みを促すことで、輸入食品のさらなる安全性確保を図る

令和7年度		令和6年度	
対象国・地域	製品検査の対象食品等	対象国・地域	製品検査の対象食品等
イラン、スペイン、トルコ、フランス	乾燥いちじく	全輸出国	乾燥いちじく
イラン	ピスタチオナッツ		ピスタチオナッツ
ペルー	ブラジルナッツ		ブラジルナッツ、アーモンド、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ
スペイン、米国	アーモンド		
イタリア、インド、タイ、中国、ネパール、パキスタン	チリペッパー及びレッドペッパー		
インドネシア	ナツメグ		
タイ、ラオス	ハトムギ		落花生及びその加工品（落花生を10%以上含有するものに限る。）
アルゼンチン、インド、インドネシア、ガーナ、スリランカ、タイ、台湾、中国、トルコ、フィリピン、ブラジル、米国、南アフリカ共和国	落花生及びその加工品（落花生を10%以上含有するものに限る。）		
(削除)	(削除)		ミックススパイス及びミックスナッツ
(削除)	(削除)		すじこ

※令和7年4月1日時点抜粋

7. 令和7年度輸入食品等 モニタリング計画の実施について

令和7年度輸入食品等モニタリング計画の実施について

モニタリング検査計画数 約100,000件

※ 落花生、おくら、ごまの種子、バナナの残留農薬、穀類・種実加工品
のかび毒などを強化

検査項目	令和7年度	令和6年度
残留農薬	25,530	26,290
成分規格（大腸菌群等）	14,000	13,830
添加物	12,600	12,620
病原微生物（リステリア等）	15,310	15,420
抗菌性物質等	13,320	12,800
カビ毒（アフラトキシン等）	7,620	7,420
遺伝子組換え	950	950
放射線照射	670	670
検査強化品目（SRM除去確認含む）	10,000	10,000
合 計	100,000	100,000

モニタリング検査の件数は、

- ① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、
 - ② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、
- 設定している。

モニタリング検査件数の算出方法

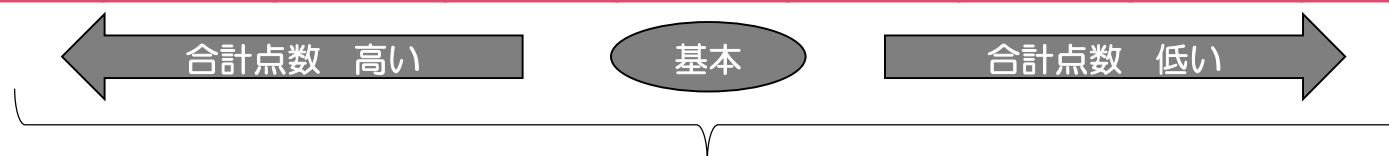
○ モニタリング検査の件数は、

① 統計学的手法に基づき、特定の食品群に1%以上の違反食品が含まれている場合、一定の信頼度（95%）で、1件以上の違反を発見することができる検査件数（299件）を基本としつつ、

② さらに、輸入件数、輸入重量、過去の違反率、違反内容の危害度を勘案し、171の食品群ごと、残留農薬等の検査項目ごとに、設定している。

（参考）Codexガイドライン「食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国において食品安全を保证するための規制プログラムを設計・実施するための指針」（CAC/GL 71-2009）

違反食品の割合	0.1%	0.25%	0.5%	0.75%	1%	2.5%	5%	7.5%	10%
95%の信頼度で1件以上の違反を発見することができる検査件数	2,995	1,197	598	398	299	119	59	39	29



○「輸入件数」「輸入重量」「過去の違反率」「違反内容の危害度」を点数化※し、合計点数に応じて検査件数を設定（※件数、重量が多いほど、違反率、危険度が高いほど、高い点数）

（例）冷凍野菜における検査件数の算出

検査分類	抗菌性物質等	残留農薬	病原微生物	添加物	成分規格等	カビ毒	遺伝子組換え	放射線照射
基本件数	299	1,197 ¹⁾	299	59 ²⁾	299	—	—	—

1) 過去に違反があり、違反率も高いことにより、検査数を増加

2) 過去に違反がないことにより、検査数を減少

輸入食品監視指導計画に関する情報提供について

1. 厚生労働省のホームページにおける情報提供

- 輸入手続、監視指導計画及び結果、統計情報、検査命令やモニタリング検査の実施通知、監視指導に関する通知等、違反事例、輸出国対策、FAQ等を掲載

日本語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index.html

英語:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yunyu_kanshi/index_00017.html

2. 意見交換会、説明会等

○ 消費者、事業者等との意見交換会

毎年、消費者、食品関係事業者、関係団体、行政担当官等を対象に、意見交換会を開催

○ パブリックコメントの実施

毎年、輸入食品監視指導計画（案）について、広く国民の皆様の意見・情報を募集

○ 講演会等への講師派遣

地方自治体及び団体が主催する講演会等にも担当者を派遣

3. パンフレット等の作成

食品安全の取組に関するパンフレット、ポスターや動画を作成（日・英）



ご清聴ありがとうございました

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare